

# がん医療の充実強化について

【 文部科学省・厚生労働省 】

## 提案・要望の内容

先の国会において制定された「がん対策基本法」の趣旨に沿って、下記の項目につき、一層の充実強化を図ること。

- 1 がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師を養成すること。
- 2 がん治療に係る新薬の速やかな開発・承認、未承認薬の速やかな承認及び承認薬の保険適用を拡大すること。
- 3 がん診療連携拠点病院における患者等への支援活動に対し、支援策を講ずること。

## 【 現状と課題 】

「がん対策基本法」の趣旨に沿って、「がん薬物療法、がん放射線療法を専門とする医師の養成」や「がん治療に係る新薬の速やかな開発・承認、未承認薬の速やかな承認及び承認薬の保険適用の拡大」について、一層の充実強化を図ることが必要

- ・ 本年6月、がん患者・家族の要望を背景として、議員立法により「がん対策基本法」が制定された。同法律では、がん医療に携わる専門医の育成、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品の早期承認がうたわれており、こうした内容について、国においての一層の取り組みの充実を求めるものである。

がん診療連携拠点病院における「がん患者・家族への支援活動」の取り組みが必要

- ・ 本県においては全ての地域がん診療連携拠点病院（6病院）に「院内がん患者サロン」が開設され、各拠点病院においては、患者どうしの交流の支援や患者が他の患者を支援する活動に対する支援を行っている。こうした拠点病院における先進的な取り組みとしての「患者等への支援活動」に対して支援策を講じることにより、拠点病院における患者支援の取り組みの強化を図ることが必要である。

## 【 本県の取り組み状況・方針 】

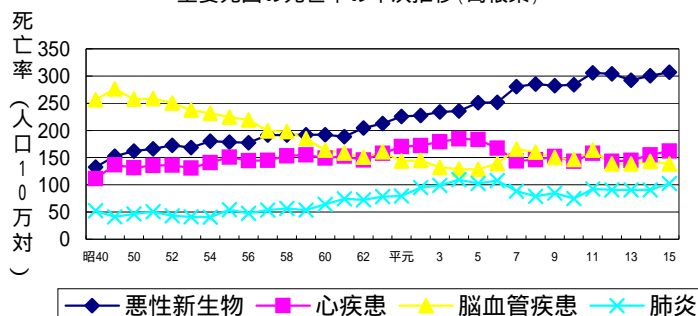
がん診療ネットワーク事業（平成17年度～）

- ・ 県内の地域がん診療連携拠点病院（6病院）の参加による「がん診療ネットワーク協議会」を設置し、拠点病院間の情報交換をすすめるとともに、標準登録項目による院内がん登録の実施及び6病院の集計・解析等の取り組みをすすめている。

がん患者サロンの開設

- ・ 本年8月までに、県内の拠点病院全てにおいて「院内がん患者サロン」が開設されるとともに、3つの「地域がん患者サロン」が開設されており、拠点病院等における患者支援の取り組みが広がっている。

主要死因の死亡率の年次推移（島根県）



「がん対策推進条例」の制定

- ・ 本年9月に議員提案による「がん対策推進条例」が制定され、県としても総合的ながん対策の推進をすすめることとしている。

### 【 提案要望の効果 】

がん治療に精通する専門医の養成が進むことにより、がん治療水準の向上が期待できる。

がんに係る新薬の開発や未承認薬の承認が促進されることにより、より効果が高くかつ副作用も少ないがん薬物療法が実施できるようになる。

がん診療連携拠点病院におけるがん患者・家族への支援が充実することにより、がん患者・家族の闘病生活をさまざまな形でサポートすることができるようになる。

URL : <http://www.cancer-jp.com/>